

【1 分解説】訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等の処遇改善加算とは？

総合調査部 副主任研究員 須藤 智也

訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援等の処遇改善加算とは、現行の介護職員等処遇改善加算（以下「現加算」と呼びます）の算定対象外サービスで働く介護従事者の賃上げを目的として、令和8年度介護報酬臨時改定で新設される加算枠組みです。「現加算」との主な相違点は(1)対象サービス、(2)区分・算定要件です。

(1)対象サービス：「現加算」は訪問介護事業所・介護施設等が対象ですが、新たな加算枠組みは訪問看護・リハ（予防サービス含む）、居宅介護支援、介護予防支援が対象となります。介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護職、リハビリテーション専門職等、介護分野で働く幅広い従事者が賃上げ対象者として想定されます。

(2)区分・算定要件：「現加算」は4区分あり、区分ごとに満たすべき要件と加算率が変わりますが、新たな加算枠組みには区分が無く、要件・加算率は単一です。算定には、①「現加算」の処遇改善加算Ⅳに準ずる要件、②令和8年度特例要件のいずれかを満たす必要があります（資料）。

介護分野の平均賃金は長らく全産業平均を下回っています。新たな加算枠組みにより、幅広い介護従事者について一定程度の処遇改善は見込まれます。一方、事業所には制度理解や書類作成作業の負担が生じることとなります。制度が定着するか、注目されます。

資料 現行の介護職員等処遇改善加算と訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等の処遇改善加算

●介護職員等処遇改善加算

(1)対象サービス
訪問介護・通所介護
特養・老健・介護医療院等

(2)区分・算定要件
→4区分
→区分ごとに満たすべき要件(※1)
と加算率が変わる
(※1)キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ
月額賃金改善要件
職場環境等要件

**●訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等の
処遇改善加算**

①or②

(1)対象サービス
**訪問看護・訪問リハ(予防サービス含む)
居宅介護支援・介護予防支援**

(2)区分・算定要件
→区分は**単一**(加算率も単一)
→満たすべき要件は**①or②**
①現行の介護職員等処遇改善加算の
「**加算Ⅳ**」に**準ずる要件**(※2)
②**令和8年度特例要件**(生産性向上や
協働化の取組)(※3)

(※2) 現行の介護職員等処遇改善加算の「加算Ⅳ」算定要件：以下すべてを満たす必要あり

- ・**キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）**
介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
- ・**キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）**
介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
- ・**月額賃金改善要件**
加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。
- ・**職場環境等要件**
6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

(※3) 令和7年度補正予算で補助金の交付要件となった「生産性向上や協働化の取組」は以下

- ・訪問、通所サービス等：**ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）**等
- ・施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等：**生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）**等

(注)現行の介護職員等処遇改善加算の要件(キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境要件)の詳細は、厚生労働省「介護職員の処遇改善」(<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>)等を参照されたい。また、令和7年度補正予算による補助金交付要件の詳細は、厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1454」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>)等を参照されたい。

(出所)厚生労働省「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」(2025)より第一生命経済研究所作成

関連レポート

- ・介護職員数「2022年ピーク」に減少傾向:背景に「低賃金」も～介護報酬臨時改定が抜本的処遇改善の実行策となるか～(2025年12月) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/556288.html>